

パブリックコメントの内容および市の検討結果～公共施設の適正配置等に関する基本計画(素案)～

意見概要	市の検討結果
市民交流施設	
087 市民交流施設について、現在あるものをなくすのは絶対にやめてほしい。 市民交流施設は小学校区ごとに配置する必要がある。	市民交流施設については、今後とも市民に最も身近な施設として分散配置することを基本とする考えです。ただし、借上げにより運用している施設をはじめ、今後の施設のあり方を検討することが必要な施設もあると認識しています。
088 現在の市民集会所は、それぞれの地区で十分に働きを發揮している。特に、市北部の集会所（ひばりが丘北・北町）の存続を求める。	ひばりが丘北市民集会所・北町市民集会所は、いずれも借上げにより運用している施設であることから、今後の施設のあり方を検討する必要があるものと考えています。現在の利用状況や周辺施設の状況等も踏まえながら、具体的な対応を検討していきます。
089 市民交流施設の考え方を整理すること、自習室等の個人利用に開放することは賛成である。	市の問題提起にご理解をいただき、ありがとうございます。今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていきます。
090 田無町地区会館は、かなり老朽化しており建替えが必要である。建替えの際には利用者の意見・要望を取り入れて検討をしてもらいたい。	田無町地区会館は、老朽化が進んでおり、今後何らかの対応を検討する必要がある施設と認識しています。建替えを行うこととなった場合には、利用者の意見・要望も伺いながら、具体的な施設・設備内容の検討を進めていきます。
091 北原地区会館について、廃止と伺い怒りを覚える。	北原地区会館については、廃止を含め、これまでに何らかの方針決定をした事実はありません。
092 新町市民集会所について、売却することだが、売却せず、地域のコミュニケーションの場を建ててほしい。	新町市民集会所については、個人の所有者から土地・建物を借り受けて運用している施設であり、市が売却することはあり得ません。なお、ご提案いただいたご意見については、今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、参考とさせていただきます。
093 新町市民集会所は、畳部屋ということもあり、高齢者には使いづらい一面もあるが、近隣住民には有難い存在だった。ただでさえ市中央部に公共施設が集中しやすいのに、またかという思いだ。市境に住む住民にも便宜を図ってほしい。	新町市民集会所は、借上げにより運用している施設であること等を踏まえ、今後の施設のあり方を検討すべきとは考えていますが、これまでに何らかの方針決定をした事実はありません。今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、ご指摘いただいた内容についても配慮してまいります。
094 柳橋市民集会所の廃止について、いつ決まり、どのように住民に説明したのか。	柳橋市民集会所については、平成16年3月策定の「公共施設適正配置基本計画」において廃止方針を打ち出しています。廃止に当たっては、主に利用者の方々に対象に懇談会を開催して説明をいたしました。
095 柳橋第二市民集会所の上に、3階を増設することを検討してもらいたい。	柳橋第二市民集会所は市の財産ではなく、また、技術的な面からも、ご提案いただいた内容に対応することは困難です。
096 柳橋市民集会所の廃止後の跡地利用については、近隣住民や、これまでの利用者の要望を尊重してもらいたい。	柳橋市民集会所の廃止後の跡地については、売却処分する方針です。市有財産は市民全体の財産であることから、その処分に当たり、従来の利用者等の一部市民に限って、その要望を特に尊重することは考えておりません。
097 市民交流施設について受益者負担のあり方を見直し有料化することに反対する。 市民の憩い・交流・学習の場である市民交流施設を有料にし、利用できない状況にすることは避けなければならない。 市民交流施設の受益者負担について、他に市に合わせる必要はなく、無料とすることにより地域活動の活性化を図る視点が重要である。	受益者負担の導入の是非は、今後も設備投資が見込まれる市民交流施設の事業経営における収入の問題であり、支出との両面から考える視点も必要であることを認識しながら検討していく必要があると考えています。
098 コミュニティセンター等の民間委託（指定管理）施設について、職員の賃金等の待遇改善に取り組んでもらいたい。	指定管理者の職員の待遇については、適切な賃金水準の確保等に留意した内容で協定を締結しております。また、協定内容は指定管理期間（3年）ごとに、必要に応じて見直しを行うこととなっています。